

～ 福井県と福井市からのお知らせ ～

## 法改正に伴い、令和4年10月1日から 各種認定制度の認定基準等が変わります。

### 長期優良住宅認定制度

#### □ 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されます。

- ・ 認定基準を満たす既存住宅について、建築行為がなくとも認定が可能となります。
- ・ 建築時期やその後の建築行為の有無により、適用する新築又は増改築基準が変わります。  
(詳しくは、申請に必要な添付書類とあわせて、裏面をご参照ください。)

#### □ 長期使用構造等に関する基準が変わります。

- ・ 長期優良住宅の省エネ基準が ZEH 相当の水準に引き上げられます。
- ・ 断熱等性能だけでなく、一次エネルギー消費性能についても省エネ性能が求められます。
- ・ 耐震性、可変性、維持管理・更新の容易性に係る基準も見直しされます。(例:耐震等級 2⇒3)

### 性能向上計画認定制度

#### □ 建築物省エネ法に基づく誘導基準が変わります。

- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準が ZEH・ZEB 水準に引き上げられます。

### 低炭素建築物認定制度

#### □ エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準が変わります。

- ・ 低炭素建築物新築等認定計画の認定基準が ZEH・ZEB 水準に引き上げられます。
- ・ 再生可能エネルギー利用設備の設置が要件化され、その他要件は1以上の項目への適合となります。

※ 改正情報の詳細は、(一社)住宅性能評価・表示協会の各ホームページでご確認ください。

・長期優良住宅:



・建築物省エネ法・低炭素建築物:



#### 【お問い合わせ先】

福井県建築住宅課 TEL:0776-20-0506 E-mail:kenjyu@pref.fukui.lg.jp

福井市建築指導課 TEL:0776-20-5574 E-mail:sidou@city.fukui.lg.jp

※申請する建物の所在地が福井市内は福井市、それ以外は福井県が認定に係る審査を行います。

## 【長期優良住宅認定制度】 建築行為を伴わない既存住宅の認定基準

新築又は増改築※の時期	適用する基準	
	長期使用構造等基準	居住環境基準 災害配慮基準 維持保全基準
① 平成21年6月4日以降に新築した後、増改築していない場合	新築時点における 新築基準	申請時点に おける基準
② 平成28年4月1日以降に増改築した場合	増改築時点における 増改築基準	
③ 平成21年6月3日以前に新築し、又は、平成28年3月31日以前に増改築した場合（②の場合を除く）	平成28年4月1日時点の 増改築基準	

※ 長期使用構造等とするための増改築を指します。

## 【長期優良住宅認定制度】 認定申請時の必要書類（※戸建て住宅の場合）

添付書類	新築	増改築	既存
申請書	○	○	○
委任状（委任する場合）	△	△	△
維持保全計画書	○	○	○
付近見取図	○	○	○
配置図	○	○	○
各階平面図	○	○	○
床面積求積図	○	○	○
二面以上の立面図	○	○	○
断面図又は矩計図	○	○	○
用途別面積図（併用住宅の場合）	△	△	△
状況報告書		○	○
工事履歴書（建築行為を行った時期及び工事の内容）			○
設計内容説明書	●	●	●
仕様書（仕上げ表を含む）	●	●	●
基礎伏図	●	●	●
各階床伏図	●	●	●
小屋伏図	●	●	●
各部詳細図	●	●	●
各種計算書	●	●	●
機器表	●	●	●
住宅型式性能認定書	△	△	△
型式住宅部分等製造者認証書	△	△	△
居住環境に関する確認書	○	○	○
災害配慮基準等に関する確認書	○	○	○

○：必要、△：該当する場合必要、●：確認書又は性能評価書を使用しない申請の場合必要